

男鹿市規則第4号

男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年男鹿市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 条例第18条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>職員が、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第18条、別表第2において同じ。）</u>、<u>父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）</u>（以下「<u>家族</u>」と総称する。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった<u>家族</u>の世話又は予防接種、健康診査若しくは健康診断を受けさせるための付添いを行うこと、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う<u>家族</u>の世話を行うこと又は<u>家族</u>の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において<u>6日</u>の範囲（<u>家族</u>が2人以上の場合にあっては、<u>12日</u>の範囲）内の期間</p> <p>(13)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(介護休暇)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 条例第18条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種、健康診査若しくは健康診断を受けさせるための付添いを行うこと、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日の範囲）内の期間</u></p> <p>(13)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(介護休暇)</p>

改正後	改正前
<p>第 18 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者（第 2 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員又は配偶者との間において、事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が別に定めるもの</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>第 18 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者（第 2 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員又は配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第 2 において同じ。）</u>との間において、事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が別に定めるもの</p> <p>2～8 (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に使用された改正前の男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 17 条第 1 項第 1 2 号の休暇については、改正後の男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 17 条第 1 項第 1 2 号の休暇として使用されたものとみなす。